

## 第64号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
中間市生涯学習センター  
中間市通谷一丁目36番16号
  
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
中間市通谷一丁目36番2号  
株式会社西日本医療福祉総合センター  
代表取締役 冷牟田 恭二
  
- 3 指定管理者の指定期間  
令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

令和元年12月3日提出

中間市長 福田 浩